

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 外房薬剤師会（以下、本会という）の定款の定めを補充して、会員、組織、職務権限、及び職務分掌に関する事項を明確にし、本会の能率的な運営及び責任体制の確立をはかり、適切に機能する組織活動がなされることを目的とする。

(規則の改定)

第2条 この規則の改定は、三役会議の議を経て、理事会の承認を得て、代表理事（以下、会長という）が決議し行うものとする。

(解釈上の疑義)

第3条 この規則に疑義が生じた時は、理事会の承認を得て会長がこれを裁定する。

第2章 社員

(社員の資格)

第4条 本会の社員（以下、会員という）は、夷隅郡・いすみ市・勝浦市・長生郡・茂原市に在住又は在職する薬剤師又は薬局及び一般販売業の開設者、或いは夷隅郡・いすみ市・勝浦市・長生郡・茂原市に在住若しくは事務所又は事業所を有する薬業関係の個人又は法人等とする。

第5条 本会の会員種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員A 薬局等（店舗販売業、卸売業も含む）の開設者である薬剤師または管理薬剤師
- (2) 正会員B 正会員A以外の薬剤師、但し薬局等（店舗販売業、卸売業も含む）の勤務者においては、正会員Aが業務に従事する薬局等に勤務する薬剤師
- (3) 正会員C 正会員A及びB以外の薬剤師 正会員Aが業務に従事していない薬局等に勤務する薬剤師はこれに含まれる
- (4) 賛助会員 薬剤師以外の個人又は団体
- (5) 名誉会員は、本会の事業に関し深い学識を有する者、又は本会に功労のあった者で、理事会が推薦し総会で承認された者とする。

(入会)

第6条 1.本会に入会しようとする者は、当会所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。会長は、入会申込書の提出を受けた時は、理事会の議を経てその諾否を決しなければならない。

2.前項により入会が認められた者は、基金を算定の根拠として三役会議の議を経て理事会の承認を得て定める入会金を納入しなければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は、本会の目的を達成するために行う定款第3条に定める諸事業に協力しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとする時は、当会所定の退会届を会長に提出しなければならない。
ただし、その年の会費は納入しなければならない。

(会員名簿及び名簿記載条項の変更届)

第9条 1.本会に会員名簿を備える。
2.会員は次の各号に該当する場合は、遅滞なく所定の届出書により会長に届け出なければならない。

- ① 氏名、住所の変更
- ② 名称、商号の変更
- ③ 営業の譲渡又は廃止
- ④業種の変更又は離脱

(会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 1.本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名 (一般社団法人法人法の代表理事)
- ② 副会長 1名以上3名以内
- ③ 理事 (会長、副会長を除く、会計担当含む) 5名以上18名以内
- ④監事 2名

2.副会長は、理事会に諮り理事の中から会長が任命する。
3.監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 1.会長は本会を代表し、会務を統括する。
2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め会長が指名する順序に従いその職務を行う。
3.理事は、理事会構成員として務めるとともに、会務を分掌し執行する。
4.監事は、次に掲げる職務を行う。

- ①財産及び会計を監査する

- ② 理事会構成員の業務執行状況を監査する
- ③財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は理事会に報告する
- ④前号の報告をするために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求する

(顧問、及び相談役)

第14条 本会は、顧問、及び相談役を置くことができる。

1. 顧問、及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、任期は委嘱した会長の残任期間とする。
- 2.顧問、及び相談役は必要があれば会員以外から選任することができる。
- 3.顧問、及び相談役は、会長の諮問に応じ、随時意見を述べるすることができる。
- 4.顧問、及び相談役の報酬は、それぞれ会員総会の決議をもって定める。

第4章 総会

(構成及び機能)

第15条 総会は会員をもって構成し、本会の運営に関する重要な事項を法人定款の定めるところに従い討議し、決議する。

(開催)

- 第16条
- 1.定時総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催する。
 - 2.臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - ①理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - ②会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
 - ③第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第5章 理事会等

(構成)

- 第17条
- 1.理事会は、すべての理事を以て構成する。
 - 2.監事、顧問、相談役は、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

(機能)

- 第18条 理事会は、法人定款とこの規則に別に定めるものの他、次の事項を議決する。
- 1.総会に付すべき事項。
 - 2.総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - 3.その他、総会の議決を要しない本会業務に関する重要な事項。

(開催)

- 第19条 理事会は、次の各号の一つに該当するとき、開催する。
- 1.会長が必要と認めたとき。

2.理事会構成員の3分の2以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

3.第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(議事録)

第20条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①会議の日時場所
- ②出席した理事会構成員の氏名
- ③審議事項及び議決事項
- ④議事経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨

(委員会及び部会)

第21条 1.本会に、委員会及び部会を置くことができる。

2.委員会及び部会の責任者は、会長が委嘱する。

3.委員及び部員の任期は、会長の残任期間とする。

第6章 事務所

(事務所)

第22条 事務所は、会長がこれを総覧し、総務担当副会長が統括する。

2.事務所は、別に定める規定を以て運営される。

(職員)

第23条 本会に職員を置くことができる。

2.職員は、会長が任免し、総務担当副会長が統括する。

3.職員は、定めるところに従い本会事務、並びに事業に従事する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は次に掲げるものを以て構成する。

- 1.基金
- 2.財産目録記載の財産
- 3.会費並びに入会金
- 4.補助金、交付金、寄付金などの収入
- 5.資産から生ずる収入
- 6.その他の収入

(基金)

第25条 本会は総会の議決を経て、財産の一部を基金とすることができる。

(財産の処分)

第26条 財産は、総会の議決を経なければ処分することはできない。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、資産を以て支弁する。

第7章 規則の変更

(規則の変更)

第28条 この規則は、理事会において出席者の4分の3以上の賛成議決を受けなければ、変更することができない。

第8章 雑則

【雑則】

第29条 規則に定めるものの他、必要な事項は規定で定める。

1.規定は、理事会の議決により制定、変更または廃止する。